

有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&Aの一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

新 (平成29年6月)	旧
<p>(問5-2) 有機JAS規格において、<u>どういった資材を使用可能と扱うのですか。</u></p> <p>(答) <u>コーデックスガイドラインでは、使用が必要不可欠であり、環境・健康への悪影響がないことが明らかであるなど一定の条件を満たす資材については、コーデックスガイドラインにリスト化されているもののほか、各国の事情に応じて使用できるものを追加することも許容しています。</u> <u>JAS規格においては、コーデックスガイドラインの考え方に従い、農薬取締法、食品衛生法等の関係法令を満たし、追加の要望があった資材について、次のとおり使用可能とするかどうか検討されています。</u> ① <u>コーデックスガイドラインの使用可能資材一覧に掲載されている場合、追加。</u> ② <u>コーデックスガイドラインの使用可能資材一覧に掲載されていない場合、コーデックスガイドラインの上記一定の条件を満たしているものと評価されれば追加。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(問8-10) なぜ、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」が転換期間の短縮の条件となり得るのですか。</p> <p>(答) 2年以上休耕になっているなどの場合で、その間使用禁止資材が使用されていないことが確認されている場合には、その後12か月以上有機農産物の生産の基準に従った肥培管理等を行った場合、通算して3年以上使用禁止資材が施用されていないこととなるためです。</p>	<p>(問8-10) なぜ、「開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場」が転換期間の短縮の条件となり得るのですか。</p> <p>(答) 2年以上休耕になっているなどの場合で、その間使用禁止資材が使用されていないことが確認されている場合には、その後12か月以上有機農産物の生産の基準に従った肥培管理等を行った場合、通算して3年以上使用禁止資材が施用されていないこととなるためです。なお、<u>多年生の植物から収穫される農産物についても、多年生以外の植物から収穫される農産物と同様に、転換期間は種又は植付け前1年以上に短縮されます。</u></p>
<p>[削除]</p>	<p>(問11-1) <u>きのこ類においては、どのような栽培方法が対象となるのですか。</u></p> <p>(答)</p>

本規格においては、従来からの有機農産物と同様に、きのこ類についても「土」のある場所（ほ場）での栽培が前提です。

きのこ類の栽培方法は大きく分類して、原木栽培、堆肥栽培、菌床栽培の3種類がありますが、いずれも「土の上」や「土中」での栽培が対象となります。自然林等にあるほだ場だけでなく、ビニールハウス等での施設栽培も対象となりますが、施設内においても「土の上」や「土中」での栽培が対象となり、床面を人工物で覆わないことが求められます。ただし、栽培作業を効率的かつ安全に行う必要がある場合、運搬等のための通路を覆うコンクリート、砂利、パンチングメタル（金属を主体とした素材に孔をあけて加工したもの）等の敷設は認められます。

また、空調設備をもった半閉鎖系施設での栽培は、自然循環機能の維持増進を図り、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法にはあたらないことから、本規格の対象となりません。散水、遮光等で十分な温湿度を管理をすることができない場合、施設内を換気扇等により換気したり、加温することは可能ですが、加温には林内管理等の際に生じた間伐材や廃ほだ、廃菌床等を活用することが求められます。

堆肥栽培で、榴わらなどを原料とした堆肥を植菌前に蒸気等で殺菌することは可能です。

菌床栽培においても、菌床への植菌前に蒸気滅菌することは可能です。その後の培養については、土中埋設あるいはほ場の上に菌床を置いて栽培するものが対象です。

(問11-6) 第4条の表栽培場における栽培管理の項の「入手が困難な場合」とはどのようなことをいうのですか。

(答)

例えば、基準に適合する資材の販売数量が著しく僅少である場合や価格が著しく高い場合等、必要とする量が手当てできない場合が該当します。

(問11-7) きこの原木栽培において、植菌後の菌栓としてスチロール栓は使用可能ですか。

(答)

ほ場におけるマルチ等の利用と同様に、化学的処理された封ろうやスチロール栓に含まれる使用禁止資材が溶出する等、使用禁止資材がきのこ類に施されないのであれば、使用することができます。

(問11-7) 第4条の表栽培場における栽培管理の項の「堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合」とはどのようなことをいうのですか。

(答)

堆肥栽培きのこの生産の場合には、有機農産物等の生産実績がない、あるいは非常に少なく、堆肥栽培に必要な量が手当てできない場合です。

(問11-8) きこの原木栽培において、植菌後の菌栓としてスチロール栓は使用可能ですか。

(答)

化学的処理された封ろうやスチロール栓は使用できません。植物由来のワックスの封ろうは使用することができます。なお、以前にスチロール栓を使用していた栽培場で有機きのこの栽培を行う場合には、以前に使用したスチロール栓が栽培場に残留しないような状態にする必要があります。

[削除]

(問11－9) まいたけの原木栽培では、栽培初期の雑菌による汚染を避けるため、植菌した原木を培養室で一定期間培養後、原木ごと土の中に埋込み、まいたけを発生させますが、このように栽培したまいたけについても、有機JAS格付が可能ですか。

(答)

有機きのこ類の栽培は「土の上」や「土の中」での栽培を原則としていますが、まいたけの原木栽培においては、培養室での培養期間（通常5ヶ月程度）に比べて土の中に埋込み後、収穫までの期間（通常1年以上）が十分長いことから、有機農産物の生産の原則した栽培方法であると考えられます。

このため、原木に植菌したものを床面に土壌が露出していない培養室で培養した栽培方法であっても、土の中に埋込んだ期間が長いものであれば、有機JAS格付が可能となります。

[削除]

(問23－5) 製造、加工、包装、保管等の施設において有害動植物の誘引剤又は忌避剤としてどのようなものが使用できますか。

(答)

別表2に掲載されている薬剤の他、食品又は食品添加物を原材料とするものを使用することができます。